

令和元年 11 月 7 日
土地・建設産業局建設業課

「建設工事標準請負契約約款」の改正案を議論 ～中央建設業審議会 約款改正WG（第5回）を開催～

国土交通省は、改正民法（令和2年4月施行予定）を踏まえ、11月11日(月)に中央建設業審議会 約款改正ワーキンググループ（第5回）を開催し、建設工事標準請負契約約款の改正案について議論します。

- 中央建設業審議会では、建設工事の請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化のため、公正な立場から「建設工事標準請負契約約款」を作成し、受注者、発注者双方にその実施を勧告しています。
- 本年4月には、中央建設業審議会の下に建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ（WG）を設置し、令和2年4月から施行予定の改正民法の内容※を踏まえ、同約款の見直しに向けた検討を行っています。
※民法のうち、債権関係の規定を抜本的に見直したもので、瑕疵担保責任に関する内容等の見直し等が行われている。
- 今般、以下のとおり第5回WGを開催することとしましたのでお知らせします。第4回会合にて約款の改正案文についてご議論いただいたところ、今回は前回での論点を踏まえ、改正案をとりまとめる予定です。

1. 日 時 令和元年 11 月 11 日（月） 15:00～17:00

2. 場 所 三田共用会議所 1階 講堂
東京都港区三田 2-1-8

3. 委員名簿 別紙1のとおり

4. 議題(予定) ・建設工事標準請負契約約款改正とりまとめ案について

5. その他

- 傍聴は可能です。また、カメラ撮りは冒頭（議事に入るまで）のみ可能です。傍聴・カメラ撮りをご希望の方は、会場の都合上事前登録が必要です。別紙2に必要事項を記入の上、11月8日（金）14時までにFAXにてご提出ください。
- 会議資料及び議事録等は、後日、国土交通省ホームページで公表します。

【問い合わせ先】

国土交通省 土地・建設産業局建設業課

建設業政策企画官 平 林

経営指導係長 本 多

代表電話：03-5253-8111（24734、24756）

直 通：03-5253-8277

F A X：03-5253-1553